⑶　工事場所　高知県土佐郡土佐町田井地内
⑷　工事内容　入札説明書のとおり
⑸　工期　契約締結の翌日から令和11年３月30日まで
⑹　工事実施形態
①　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、企業の高度な技術力として「コンクリートの品質確保に関する提案」、「堤体削孔の精度向上と振動低減に関する提案」及び「周辺環境に配慮した施工方法に関する提案」を受け付け、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（標準型）の試行工事である。
②　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。
③　総価契約単価合意方式の適用
⒜　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
⒝　本方式の実施方式としては、
イ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ロにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）
ロ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）
があり、受注者が選択するものとする。
ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、⒜の協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。
⒞　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。
⒟　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（独立行政法人水資源機構ホームページの「入札・契約情報／契約に関する内部規程集」に記載）によるものとする。
④　本工事は、調査基準価格を下回る額の入札があり、低入札価格調査を実施した後、調査基準価格を下回る額で入札した者と契約を締結した場合は「低入札工事における出来高部分払方式」を適用する試行工事である。
⑤　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑥　本工事は、i-Construction & Managementの一環として、ＩＣＴの全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について３次元データを活用するICT活用工事の対象工事（受注者希望Ⅱ型）である。
⑦　本工事は、下請け業者への適切な支出の確保のため、本契約における下請け業者への支出状況を随時確認する工事である。
⑧　本工事は、受発注者双方が工程調整を行うことにより週休２日を達成するよう工事を実施する「週休２日制適用工事（受注者希望方式）」の試行工事である。
工事期間内において週休２日を確保した工事及び週休２日の確保に向けた企業の取組みが図られている工事について、工事成績評定の加点評価の対象とする。
週休２日制に掛かる費用については、設計変更の対象とする。
詳細については、特記仕様書によるものとする。
⑨　本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の施工対象工事である。試行内容の詳細については、特記仕様書によるものとする。
⑩　入札、契約及び技術提案の詳細は、入札説明書による。
⑺　その他　本工事は、入札を電子入札システムによる方法、持参又は郵便による方法で行う電子・紙併用入札対象案件である（電子入札、紙入札はどちらか１つの方法で手続きを行うこと。）。

２　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）、経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）、事業協同組合又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。ただし、特定ＪＶにおいては、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年11月１日付け独立行政法人水資源機構理事長）に示すところにより、独立行政法人水資源機構理事長から「早明浦ダム再生事業増設洪水吐き工事」に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けている者であること。
⑴　以下の各号に該当しない者であること。
①　契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
②　独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した工事の請負契約において、本入札公告の日から過去２年以内に次の⒜から⒢までのいずれかに該当する事実があると認められる者
⒜　契約の履行に当たり、故意に工事を粗雑にした事実
⒝　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
⒞　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
⒟　監督又は検査の実施に当たり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
⒠　正当な理由がなくて契約を履行しなかった事実
⒡　受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
⒢　⒜から⒡までのいずれかに該当する事実があった後２年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
③　機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
④　会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）に基づく会社更生手続開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）に基づく再生手続開始がなされ一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑤　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
⑥　営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
⑵　機構における「令和３・４年度一般競争（指名競争）参加資格業者」のうち土木一式工事の認定を受けていること。ただし、本公告時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、一般競争参加資格確認申請書及び一般競争参加資格確認資料（以下「確認申請書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。
特定ＪＶとしての資格の認定を受けていない者についても、確認申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、特定ＪＶとしての資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていること。
なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照すること。